

御嵩町郵便入札実施要綱

令和2年11月5日

訓令甲第49号

(目的)

第1条 この要綱は、御嵩町契約規則（昭和39年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント業務等、物品の買入れその他契約（以下「工事等」という。）に係る競争入札において、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施する際に必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする入札等)

第2条 郵便入札の対象は、工事等の一般競争入札、指名競争入札（御嵩町電子入札運用基準に定めた電子入札の方法により行うものを除く。）のうち、町長が定めるものとする。

2 郵便入札を実施する際は、入札の公示又は指名の通知において「郵便入札」と表記しなければならない。

(入札書等の提出方法)

第3条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書その他当該入札の公示又は指名の通知で指定する書類（以下「入札書等」という。）をあらかじめ指定する期日の前日までに指定された場所に到達するよう一般書留、簡易書留又は特定記録郵便により郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては直接持参も認めるものとする。

2 前項の入札書等を提出する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書等を封入し、仕様書番号、件名、開札日及び入札参加者名を記載し、封緘した上で外封筒により提出するものとする。

3 前項の外封筒には、表側に「入札書在中」の表記とともに、開札日及び入札参加者名を記載しなければならない。ただし、直接持参による提出の場合はこの限りでない。

4 複数の案件を1つの外封筒に封入し提出する場合は、内封筒は、必ず1案件ごとに作成しなければならない。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を郵送又は直接持参のいずれかの方法により提出しなければならない。

(入札書等の保管等)

第5条 契約担当者は、入札書等が到達したときは、外封筒を開封して入札書等を封緘した内封筒を確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

3 直接持参の場合、入札参加者は、入札書等を入札箱に投函し、契約担当者はこれを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

4 郵便入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

(入札回数)

第6条 郵便入札に付した場合の入札回数は、2回（再度入札を含む。）を限度とする。

(無効な入札)

第7条 規則第14条に規定するもののほか、入札書等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入

札を無効とする。

(1) 第3条第1項の提出期限までに到達しなかったとき。

(2) 第3条各号に規定する提出方法によらずに提出されたとき。

2 前項の規定により無効とされた入札書等は、返却しないものとする。

(入札を延期する場合等の措置)

第8条 郵便事情等により事故が発生したとき、または不正な行為等により必要があると認めるときは当該入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

2 郵便入札の開札を延期する場合は、到達期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとする。

(開札の立会い)

第9条 郵便入札の参加者のうち希望する者があるときは、開札に立会うことができる。

2 開札の立会いを希望する者がいない場合は、入札事務に関係のない職員が開札に立会うこととする。

(開札等)

第10条 開札は、公示等に記載した開札日時に行うものとし、入札価格の制限の範囲内で最低（最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格以上のうちの最低）の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 基準価格を設けた場合であつて、基準価格以下の入札があつた場合は、低入札価格調査を行い落札者を決定する。

(くじによる落札者の決定)

第11条 開札の結果、落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札参加者（以下、「くじ対象者」という。）が2者以上あるときは、落札決定を保留し、後日くじ対象者の立ち合いによるくじにより落札者を決定するものとする。

2 前項の場合において、くじ対象者が出席をしないとき又は出席をしてもくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札結果の通知)

第12条 郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行うものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。